

下水道河川局庁舎建築設備点検業務 仕様書

1 目的

本業務は、建築基準法第 12 条に基づき、下水道河川局庁舎の建築設備を、常時適法な状態に維持することを目的として実施する。

なお、実施に当たっては、「建築基準法」及び「建築基準法施行規則」等の関係法令に基づき行うこと。

2 実施場所概要

施設名称：札幌市下水道河川局庁舎

所在地：札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 番 1 号

竣工年度：平成 10 年度

施設用途：事務所

建築面積：1812.61 m²

延床面積：7894.00 m²

構造：地上 SRC、地下 RC

規模：地上 5 階、地下 1 階、塔屋 1 階

3 期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 11 日（金）まで

4 提出書類

受託者は、契約締結後、速やかに委託者に業務計画書を提出することとし、当該計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務の実施体制（監督者、監督代行者及び業務担当者等）
- (2) 業務工程表

5 監督者及び監督代行者について

(1) 監督者

ア 業務の実施にあたり、指揮監督を行う監督者を定め委託者に書面で通知すること。

イ 監督者は業務実施にあたり、従事者の業務内容及び健康状態を把握し、指揮監督すること。

ウ 監督者は業務実施にあたり、常に従事者の事故防止に努めること。

(2) 監督代行者

ア 監督者の補助者として監督代行者をあらかじめ定め、委託者に書面で通知すること。

イ 監督代行者は、監督者不在の場合に、監督者の業務を代行すること。

(3) 監督者及び監督代行者の資格要件

次のいずれかの資格を有する者とする。

ア 一級建築士

イ 二級建築士

ウ 建築設備検査員

※一級建築士及び二級建築士の場合、建築士法に定める建築事務所の登録を受けていること。

6 業務詳細の確認

受託者は、着手前に庁舎図面等及び庁舎内において業務詳細を確認すること。

7 点検項目

平成 20 年国土交通省告示第 285 号に準拠し下記の項目（下水道河川局庁舎が有する設備に限る。）について点検を行う。

(1) 換気設備

(2) 非常用の照明装置

(3) 給水設備及び排水設備

なお、自家用発電装置については、年間保守点検を実施しているため対象外とする。

8 点検・検査結果の判定

国土交通省告示第 285 号に準拠し、下表基準等により判定を行う。

点検・検査結果の判定基準	
要是正	修理や部品の交換等により是正することが必要な状態
指摘なし	要是正に該当しないもの

9 守秘義務

受託者は、契約約款の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 成果物について

(1) 報告書の作成及び提出について

上記点検・検査結果の判定に基づき、下記の書類をまとめ、速やかに提出すること。

ア 定期点検報告書

- イ 定期点検報告概要書
- ウ 結果図
- エ 点検結果表
- オ 関係写真
- カ 完了届

ア～オについては、すべてキングジム製スーパードッチファイルS型のA4判又はその同等品のバインダーに綴り込みとし、全てデータファイルをCD-R又はDVD-Rで提出すること。

※ 提出するCD-R及びDVD-Rは、必ず電子媒体に複写後ウイルスチェックし、その旨記した物を提出すること。

(2) 成果物の利用等について

ア 受託者は、委託者に対し成果物の内容を利用することを許諾する。また、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。

イ 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、予め、委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

11 業務の体制

(1) 業務の処理

受託者は契約書に基づくほか、次により業務を処理するものとする。

ア 受託者は業務担当員の指示に従い、業務に必要な調査を行い、資料を作成すること。

イ 受託者は業務の詳細及び当該業務の範囲等について業務担当者と十分に打ち合わせを行い業務の円滑な達成を図ること。

(2) その他

緊急を要する事故または故障を生じた場合は、別途委託者に連絡すること。

12 安全管理

(1) 必要に応じて、点検作業中はバリケード等を設置するとともに監視者を配置し、一般通行人の安全を図ること。

(2) 受託者は、業務に従事する者に名札を着用させること。

13 その他

(1) 作業の実施日は、委託者と協議して決定すること。

(2) 業務の実施に必要な工具、器具及び消耗品類は、受託者の負担とする。

(3) 市所有の備品を使用する場合は、所定の手続きをとること。

(4) 業務の実施にあたり、受託者の不注意又は不適当な業務履行により生じた事故等については、一切受託者が責任をもって処置することとし、速やかに委託者に報告を行うとともに、事故等報告書を提

出すること。

- (5) 施設の訪問時及び作業時には、施設、貸出物及び付属の備品、設備、機器類等に損傷を与えないように注意しなければならない。なお、損傷等を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において現状に復するものとする。
- (6) 庁舎内の執務や利用者に影響を及ぼす作業は、委託者と協議のうえ、原則として閉庁時間帯（平日8:45～17:15以外の時間帯又は土日祝日）に行うこと。
- (7) 竣工図面等の貸出については、委託者と協議すること。
- (8) この仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議し決定すること。